

官民競争入札等監理委員会
公共サービス改革小委員会
第3回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第3回 官民競争入札等監理委員会
公共サービス改革小委員会 議事次第

日 時：平成 18 年 11 月 7 日（火） 9:45～12:05

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 . 開 会

2 . 各省ヒアリング

- ・ 経済産業省
- ・ 外務省
- ・ 文部科学省（高等教育局）
- ・ 文部科学省（初等中等教育局）

3 . その他

4 . 閉 会

< 出席者 >

(委員)

落合委員長、逢見委員、小幡委員、小林委員、田島委員、本田委員、森委員

(経済産業省)

西川泰蔵大臣官房審議官(商務情報政策局担当)、鍛治克彦商務情報政策局情報処理振興課長、小川要情報処理振興課課長補佐

松村博史(独) 情報処理推進機構理事、澁谷隆(独) 情報処理推進機構情報処理技術者試験センター長

(外務省)

谷口智彦広報文化交流部参事官(外務副報道官)、中井一浩広報文化交流部文化交流課長

雨宮夏雄(独) 国際交流基金総務部長

(文部科学省)

辰野裕一大臣官房審議官(高等教育局担当)、村田善則高等教育局学生支援課長、根来恭子高等教育局学生支援課課長補佐

合田隆史大臣官房審議官(初等中等教育局担当)、大木高仁初等中等教育局教職員課長、早坂勇二教職員課課長補佐

前田千尋(独) 教員研修センター総務部長、三上智(独) 教員研修センター事業部長

(事務局)

福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、野島参事官

落合委員長 それでは、定刻となりましたので第3回「公共サービス改革小委員会」を始めさせていただきます。今回は、経済産業省、外務省、文部科学省からのヒアリングを行います。

最初に、経済産業省から「情報処理推進機構の情報処理技術者試験業務」につきまして、お伺いをしたいと思います。

経済産業省からのヒアリングに先立ちまして、これまでの議論のポイントについて、事務局の方から簡潔に説明をお願いいたします。

事務局 では、資料1 - 、資料1 - という二つの資料を使いまして、御説明させていただきます。

情報処理技術者試験とは、いわゆる資格試験ではなく、一定の知識・技能の水準がある者に対して能力認定をする国家試験でございます。

情報処理の世界ではかなり一般的な試験でして、昭和44年度から、これまで約1,300万人が受験して、1割強が合格しているという性質のものでございます。

論点でございますが、その次の2ページでございます。三つ書かせていただきました。

まず総論として、この情報処理技術者試験を国家試験として存続させる必要があるのかどうかという論点。

各論として二つございまして、1つ目が試験実施業務を官民競争入札等の対象とできるのかどうかという論点。

2つ目の論点として、試験問題の作成業務、これが官民競争入札等の対象となり得るのかどうかという論点があると考えております。

3ページ目、まず総論として国家試験としてこの情報処理技術者試験を存続させる必要があるのかどうかという点でございますが、経済産業省の見解としては、引き続き国家試験として存続させるべきであるとのことです。実際、先月末から経済産業省の産業構造審議会において検討を開始しており、来春までに何らかの結論を得るというスケジュールになっているようでございます。当委員会としても、国家試験として、このような試験が存在することについては、一定の意義はあるのではないかという議論が、先日の議論の際にありました。

次に各論でございますが、4ページ目でございます。試験の実施業務、実はこれは東京の本部で実施している業務と、地方に九つの支部がございますが、支部で実施している業務がございます。まず本部で実施している業務でございますが、先日の経済産業省のヒアリングでは、試験案内と願書受付などの相当部分を既に一般競争入札によって民間委託をしており、これからも民間委託できるものはどんどんやっていきたいという方向性は示されております。

こちらの委員会の見解としては、民間でも英検やTOEICといった全国規模で信頼性の高い試験を実施している機関が存在しており、機構が効率的に業務を実施していることを証明するためにも、官民競争入札をやってみたらよいのではないかという主張がござい

ました。

5 ページ目の、九つの支部で実施している業務ですけれども、合計で 28 人の職員がいるようでございますが、経済産業省の見解としては、これから順次、地方の支部について、一部廃止を含めて抜本的に見直していく、順次民間開放していく予定であるとのこと。

更に、試験場の確保や監督員の確保といったものは、今はかなり低廉なコストで、実費相当の協力ベースをお願いをしているという実情がございまして、仮に官民競争入札等を導入して、民間事業者へ委託をするようになると、逆にコストが高くなってしまわないかという懸念があるという主張でございました。

委員会の見解としては、まず、地方の九つの支部というのは特に必要ないのではないかと指摘がありました。更に、受託者に対しては正当な対価を支払うべきであって、現在実費ベースでやっているということを根拠にコストが増えるというのは筋が違うのではないかと話がありました。また、部分部分を細切れに委託するのではなくて、包括的に民間事業者へ委託を出せば効率的に業務が実施できて、結果的にコストも削減できるのではないかと指摘がございました。

論点の 2 番目、6 ページでございます。試験問題作成業務についてでございますけれども、経済産業省の主張としては、試験問題の作成事務というのは、試験自体の中核を成すものであり、厳格な適正性、中立性が要求される。したがって、国の行政機関が行う必要があるという主張でございます。

実際、試験問題の作成については、採点も含めてでございますが、400 名近い民間委員を活用しておりまして、いわばこれを統括する事務、これをこの独法で行っているということでございます。

委員会の見解としては、民間においても、先ほど申し上げたように英検とか TOEIC といった中立性、適正性を確保しながら試験を実施している機関があります。問題作成については民間委員に任せるとしても、それを統括する事務であれば、民間の機関でやれるところがある。したがって、官民競争入札の対象となり得るのではないかとございまして。

参考資料として 7 ページ、8 ページ、試験の実施体制と業務フロー図を付けてございますので、適宜ごらんください。

以上でございます。

落合委員長 それでは、経済産業省より補足説明があるようですので、西川審議官、よろしく願いいたします。時間は恐縮ですが、5 分くらいでお願いします。

西川審議官 経済産業省大臣官房審議官の西川でございます。本日はこういう機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今、事務局の方から御説明がございました論点に沿って、補足説明をさせていただきたいと思っております。

ポイントは論点の と ということだと存じます。見解は、まさに民間の創意工夫を活

かせる部分については、引き続き民間開放を進めていきますというところでございます。

試験実施業務の相当部分を民間に委託しており、資料の 8 ページ目に具体的な業務フロー、実施体制、網を掛けたところが既に民間開放している業務でございます。白いところが自らが行っている業務。本部と支部が自ら行っている業務となっているわけでございますけれども、この試験実施業務というのは基本的には既に民間に委託していることから明らかとなり、私どもとしましては、必ずしも公共サービス改革法で求められておりますような厳格な入札手続、あるいは実施主体に対する監督といったものが必要な場合にはまさに公共サービス改革法に基づきということになるわけでございますけれども、既に実施していることから明らかとなり、こういった業務につきましては、必ずしも公共サービス改革法に乗せて、その法律の下で民間に開放しなければならないということはないのではないかと考えております。

しかしながら、既に一部実施いたしておりますし、これからも民間に開放できる部分については、引き続き開放していきたいと考えておまして、その具体的な業務といたしまして、8 ページの絵に描いております一番上の四角のところの「試験実施に係る調査・企画」、これはIPAの本部で実施している業務なわけでございますが、こういった中でも産業界、教育界のアンケートの実施等々につきましては本部で実施いたしておりますけれども、これが民間に出した方が適当かどうか。これは検討の余地があるかと考えております。

また、実施業務に関わる試験会場の確保とか会場の運営といったところは、今、随意契約で商工会議所等をお願いしているケースが多いわけでございますが、私どもとしまして、今のやり方がコスト的に安くつくんじゃないか。協力ベースでやっていただいているという意味でございます。そのように考えてはおりますけれども、そこは実際に随意契約ではなくて、いわゆる一般競争入札にかけた方がコストが安くなる可能性がないかどうか。そういったことは検討してまいりたいと考えているところでございます。

したがって、論点の につくまは、引き続き民間に出した方がいい部分については、出せないかどうかということを検討してまいります。

しかしながら、公共サービス改革法に乗せてやるということについては、その必要性は私どもとしては必ずしもないのではないかと考えているということでございます。

論点 「試験作成業務」についてでございます。これは情報技術者試験というのは、情報処理に関する業務を行う方の技術の向上に資する。これは法律に書かれている目的でございますし、併せて情報処理に関して必要な知識とか技能について試験を行う。これは情報処理技術者試験の一番の目的でございます。

ここで強調させていただきたいのは、先ほど英検、TOEIC という事例がございましたけれども、情報処理技術そのものは英語等とは違って、まさに技術そのものが日進月歩でございます。技術の進歩に合わせて試験内容を不断に見直していく必要があるわけでございます。

と申しますのは、この情報処理技術者試験に合格した人は、まさに情報処理に関して必要な知識、技能を持っているということを経済産業大臣が認定したということになるわけですので、こういった技能、知識が必要なのかということを見直し、それを試験に反映させる必要があるという点が英検等と大きな違いだと思っております。

もう一つ、この情報処理技術の特徴といたしまして、特定の企業とか機種に依存しない中立的な知識、技能を持っているか。情報処理技術の場合には、そのオリジンは、多くは特定の企業がローカルに開発して、使われていたものがデファクトになって、特定の企業以外のシステムを開発する人にとっても、そういった技能や知識を習得していなければならない。そういったたぐいのものが多々ございます。

ですので、あるところでそういった技術、あるいは技能がデファクトになったときに、情報処理技術者試験の中にその対象として取り込むと。まさに試験の対象を不断に技術の進歩に合わせて見直していく。なおかつ特定の機種や企業に依存しないという内容になっているかどうかを見極めていく必要があるわけございまして、まさに試験問題の作成というのは、そういった当該技術者試験の中核を成す業務でございまして、先ほど事務局の御説明にもございましたとおり、国内の情報処理技術専門家、学識経験者を含めまして、400人の弱の皆様英知を結集して、技術動向を反映した試験を作成していただいているという状況にあるわけでございます。

したがって、そういった試験問題の作成を担っていただく実施主体といたしましては、こういった国と同等の中立性が必要だと思っておりますし、繰り返しになりますけれども、その英知を結集するようなことができるような組織である必要があると考えているところでございます。

こういった実施方法というのは、ある意味で厳格に定められておりますので、公共サービス改革法が目的といたしております実施主体の創意工夫を反映させる余地、試験問題の作成の点で創意工夫を反映させる余地というのはさほど大きくないのではなかろうと考えているところでございまして、以上の理由から、試験問題の作成及び採点業務につきまして、公共サービス改革法の解釈にはなじまないのではないかと考えているところでございます。

補足説明ということで以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは御意見のある委員は御自由に御質問、御意見をお願いいたします。

森委員 先ほどの論点の「試験実施業務」で、先般もお話しされましたけれども、試験会場とか監督員に対して、相当低廉なことも含めて、ある面ではそれを調達すると相当割高になってくる。例えば3割くらいコストが高いとおっしゃっていました。それは裏返せば、逆にきちんとした対価によってやることにした方が、この試験が先ほど来お話しされているように、権威あるものであったらば、例えばその資格を取ることによってステータスも含め、あるいは企業内での立場が強固なものになるということであるならば、その

ような受験料もきちっと取ってやるようにしていくことの方が、先ほど審議官もおっしゃったように、いろんな面での中立性ということからいったら、そういう仕組みにしていく。

先般、最後に落合委員長が申しました。それだけよいものならば、官民競争入札を自分の方からやってみてはどうだろうかと思われかけられました。それに対してはお答えがなかったというふうに見ておりますので、その辺のことでお考えはどうでしょうか。

西川審議官 確かに私どもの中で、例えば試験会場の運営につきまして、民間に出した場合、どれくらいのコストになるのかというのは、この9月に調査いたしまして、御報告申し上げたと思えますけれども、今、IPAが実施しています協力ベースでやっているケースに比べて3割程度コストが高くなるということは、複数の事業者その他にヒアリングその他をいたしまして、確認いたしております。

少なくとも会場の運営といったようなところを、今の方式を変えた場合には、コストのアップというのは不可避ではなかろうかと思っております、そこは委員が言われますように、そういった場合であっても、コストを反映した料金設定にして、本当に必要だったら受ける人は受けるのではないかという御指摘でございますけれども、私どもとしては、質を維持しながらできるだけ受験される方の負担は低いに越したことはないと思っております。

と申しますのは、企業の方が受けられるだけではなくて、学生も40万人の受験者の中には大勢入っておりますし、決して今の五千数百円という料金は、学生にとってはそんなに安い料金だとは思っていませんし、それが更に引き上がるということになりますと、影響は大きいのではないかと考えております。

そういうふうには考えておりますけれども、先ほども申し上げましたように、随契でやった場合と一般競争入札でやった場合、私どもの今の試算で高くなると思っておりますのでございますが、この辺りはあれですね。

鍛冶情報処理振興課長 2点だけ補足させていただきますと、例えば試験監督員の手料は、市場価格と比べてそれほど差がないと思っておりますのでございます。そういう意味では、不当に値段を下げているということではないのですが、私どもで実費と申しておりますのは、業者さんをお願いした場合の、いわゆる業者さんのマージンの部分が2、3割乗っているという結果が出ておりますので、そういう意味では不当に下げているというよりも、実際にコストベースで支払っているものについては、適正な価格ではないかと思っております。加えまして、今、審議官が申し上げましたように、前回のポジションでは私ども随契以外の手段はないと考えておったんですが、今回の御議論を踏まえまして、入札までの道は開いて、一般競争入札で更に民間の方の参入機会を広げるという方向で舵を切ったつもりでございます。

他方、官民競争入札法という手法、すなわち官側の監督権限を行使しながら、他方で入札的な手法で民側の努力も入れ込むという特殊な新しい手法を用いなくても、一般競争入札手法で、そういう意味での民間競争の参入ということはできるのではないかと

で今のポジションを取らせていただいているということの御理解はいただけると思います。

森委員 例えば、TOEICとか英検というのも全国規模ですけれども、こういうものに対しても、例えば実際にどのくらい会場費とか、監督者についてお支払いになって、そのくらいかかっているということ踏まえて3割くらい高くなるというふうにお考えになっていらっしゃるのかどうか。

鍛冶情報処理振興課長 TOEICさんも、勿論、私どもに任意で提供していただける情報は限りがございますけれども、そういう情報は少しずつ収集を始めておりますのと、2、3割高かったというのは、2,000人規模、1万人規模という、都心で比較的民間活力を使われると思われるケースでトライアルをした実績に基づいてでございます。

したがって、先生御指摘のとおり、今後入札の機会を増やすことによりまして、場合によっては、私どもが考えていた3割高ということではなくて、比較的低廉で民間ベースでやれるという方が出てくる可能性も出てくるかと思っておりますので、その可能性はトライしてみたいと思っております。

他方であまり試験の値段が上がることで自身が、低廉で質の高いサービスを提供することにはどうかということとは私どもも引き続き注視していきたいポイントではございまして、低廉で大規模な試験を提供することの必要性はあるんじゃないかなと思っております。

落合委員長 今の森委員の質問に関連しまして、試験実施業務ですけれども、国民としては、国費を使ってこういう試験実施業務を実施している、そうすると、国費の使い方が果たしてコスト的に見て効率的なのかどうかという点は非常に関心があるところです。そういったしますと、一般競争入札あるいは随意契約でやる場合と、官民競争入札でやった場合とで大きく違う点は、まずコストの開示がなされる。しかも、コストの開示がなされることによって、本当にコストが安くやっていますと言っている部分、あるいはコストがよくわからない部分について、客観的な議論ができる材料が国民の前に提示されるというメリットがあるわけです。

つまり、単に一般競争入札のレベルでとどめていると、そういう客観的な議論ができるようなコスト開示がなされない。その辺りは我々としては非常に問題ではないかと感じております。

したがって、一般競争入札、随意契約等ではなくて、官民競争入札という透明性の高い、国民に対して情報が十分に開示され、入札に当たっての評価方法についても、いわゆる総合評価方式が官民競争入札で取られて、単に価格のみならず質的な面についての配慮もできるというようなことで、これは極めて透明性、公平性が高いやり方になっているので、それにかけてみたらいかがでしょうか。それほど自信があって、自らやるのが国民のためにもコスト的にも質の面でも役立っていますというのであれば、そこは国民にわかるような形で提示をしてやってみたらいかがでしょうかというのが我々の見方ですけれども、それに対してはどういうお考えでしょうか。

西川審議官 2点ございまして、まず、私ども一般競争入札にIPAがかける場合にはIPAの中の会計規程にのっとって、透明性、公平性をきちっと確保しながらやっていただくということになるのは当然でございまして、きちっと条件を公告し、ホームページなどでも恐らくお出しになるんだと思いますけれども、期日を切ってそこまでに出示していただいた方の応札の価格、その他を評価して一番安いところに決めると。そのこの手続に関しては極めて公平性、透明性が確保されていると考えております。

あと、今、先生が言われました総合評価方式を使った方がいい部分については、これはIPAの会計規程上もそういった総合評価ということは当然できるわけですので、何も金額の安いところだけを選ぶということではなくて、質の価格の総合評価ということは当然あってしかるべきだと思いますし、公共サービス改革法によらずとも、今のIPAのルール上、私はできるのではなかろうかと思っていますというのが1点。

もう一つ、これは誤解していれば恐縮でございまして、先生の言われました試験に関する限りは、いわゆる運営費交付金という税金は一切投入いたしておりませんで、受験料収入による独立採算で回しております、一切国民の税金は投入されておられません。

落合委員長 最初の第1点については、従来コストの開示、これが一般競争入札では特に要求されているわけではないが、公共サービス改革法では要求されているということがありますので、その部分は非常に大きな違いだろうと思います。

第2点につきましては、確かに試験自体についてはそうかもしれませんが、言わば事務、基本的に試験を実施するに当たっての全体的な監督その他も含めた部分については、それなりの国の関与が基本的にはあるのであって、間接コストになるのかもしれませんが、そういう部分に対しても関心がないと言えば、国民にとってはそうでもないと考えておまして、その辺のところでは極力前向きに試験業務、更に踏み込めば問題作成業務についても少し前向きな対応が取れないだろうかというふうに思っているのです。その辺はなかなか難しいということですか。

西川審議官 試験実施業務と問題作成業務というのは、私どもとしては非常に大きな違いがあると思っております、試験実施業務につきましては、今のルールの中でできるだけコスト削減につながるような質の維持・向上及びコスト削減につながるような可能性は当然探っていかなければいけないと申し上げたところでございます。

一方、試験問題の作成業務については、私どもの理解は、繰り返しますが、TOEICとか英検とは違うと考えております。まさに英知を結集して問題作成そのものが情報処理技術者としてちゃんとした知識、技能を持っているかどうかということをお大臣として認定するわけですので、そこで作成されている試験が本当に適切かどうかというのは非常に重要なポイントだと思っております、昨今いろいろと情報システムの不具合とかセキュリティに関わる問題が出てきております。あるいは組み込みの機器などにもソフトウェアが入っているわけですが、不具合を起こせば社会のインフラが非常に大きな影響を受けるわけですので。

そういった中核的な業務を担う方が本当に必要な技能を持っているかどうかを見極めるための試験と私どもは思っておりまして、どこまでをクリアーしていただかなければいけないのかという線引きに関わる業務だと思っております。

落合委員長 それに関連して試験問題作成業務ですけれども、400名近い民間委員に業務を委託している。これは民間の協力がないとそもそも試験問題の作成、採点ができないということの意味しているのだらうと思うのです。

ということは、官が自らやろうとしても、実際はできない部分ということであって、そうだとすると、まさに民間の創意工夫、英知に頼らざるを得ない業務ということです。したがって、仮にその基本的な監督という部分は残したとしても、作成という部分については、今でも民間が実質的にやっているのしょうから、それを公共サービス改革法の明確な対象にした方がよろしいのではないかと思うのです。

西川審議官 その点につきましては、確かに外部の委員の方、産学官の方をお願いしておりますけれども、それは私どもとしましては、まさにIPAという情報処理技術に関わる中核的な組織が、情報処理技術者試験以外のソフトウェアエンジニアリングの仕事だとかを実施してもらってしまっていて、その一環でいろんな産官学の情報処理の専門家のネットワークがあるわけがございます。いろいろとIPAの試験業務以外の分野で協力していただいているような先生方に、まさに協力ベースをお願いをし、400人弱の方々に、まさにアフター5といえますか、本来業務が終わった後にいろいろと試験問題の作成その他に従事していただいているという状況にあるわけございまして、私どもこれを民間にぼんと投げて、管理だけをIPA、もしくは国がやるという仕組みになったときに、本当に400人が過不足なく、非常に包括的な情報処理技術の現状をきちっと理解できるような試験問題が作成できる先生方が集まるとは私どもとしては難しいのではないかと思っております。

落合委員長 その点はやってみないとわからないということだと思います。

本田委員、どうぞ。

本田委員 これからも更に民間にどんどん出していきますというお話なんですけれども、そういうやり方ですと、細切れになって、トータルの効果がほとんど出ないんです。細切れで出していったって何の意味もないと思うんです。

そういう意味でいけば、今やっている業務フローの、仮にこの試験の企画的なものについてはどうしてもIPAで担保していきたいということで、それ以下は一括で全部競争入札でやっていくという、損益計算書の全体が競争なんです。一部分だけ出して、協力を仰いでおりますから高くなりましたというのではなく、トータルでやるのがまさに官民競争入札というか、公共サービス改革法の基本だと思うんです。それによって競争で取ればそれでいいし、取れなかったとしても、皆さんの場合には、この推進機構というのはいろんな大事なお仕事をされていると思うんです。こういうことに人を割くのではなくて、情報セキュリティーやいろんなことがあるかしれません。私は中身がわからないから

あれですけれどもね。

だから、こういう細切れで出して、更に開放していきますということと、ここで我々が言っていることは随分ずれがあるような感じがするんですが、そこについてはどんな感じですか。ここで言う試験実施業務、問題作成業務全部合わせてやっていく。それで競争していく。

鍛冶情報処理振興課長 企画と実施の部分に分けて、実施を丸ごと一括で出すというやり方もあり得るかと思えます。そういう意味では、先ほど来御説明申し上げておりますように、運営関連の試験実施業務に関しましては、少なくとも一般競争入札、ここは総合評価的な手法も活用して、合理性の高い入札方式でのトライアルはしてみる価値があると思っております。実際の切り分け方につきましては、本田委員御指摘のように、丸ごと出した方が効果が高いのであれば、そういうやり方も含めて検討してみたいと思っております。

2点だけ補足させていただきますと、官民競争入札法に基づく関与という手法を取らずしても、一般競争入札の総合評価方式など、あるいは独立行政法人としての透明性の高い監督をやっておるので、私どもはそれで十分ではないかと思っているというのが1点でございます。

本田委員の御指摘にもありましたけれども、企画というハードコアの部分は何かということに関しまして、先ほどの落合委員長の御指摘ではございますけれども、試験問題の作成というのは大臣による合格者の認定行為というのかなり密接不可分だと思っております。勿論、民間の活力は活用するんでございますが、試験委員の集団、例えば300人、400人というマスが一括で何らかの形、入札のような形で応じていただけるか。あるいは私どもがこの先生は是非つかまえずにちゃいけないという方に、頭を下げてお願いをして試験委員に入らせていただいているという関係ではないやり方。やりたい人は手を挙げてくださいというピットを収めるというやり方で、本当にクオリティーの高い試験委員ボディがつくれるかということに関しましては、やや現実的には難しいのではないかという判断で、ここはハードコアとして残させていただきたいと言っておるわけでございます。

落合委員長 いろいろ御意見はまだあるかと思えますけれども、予定していた時間を超過しましたので、本日の経済産業省からのヒアリングは終了ということにしたと思えます。

年末までの時間も限られておりますけれども、経済産業省におかれても、国民が納得できるような形での情報の開示がなされた上での適正な業務の遂行に前向きに取り組んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。

(経済産業省関係者退室)

(外務省関係者入室)

落合委員長 それでは、続きまして、外務省から国際交流基金の業務につきましてお伺いをしたいと思います。

外務省からのヒアリングに先立ちまして、まず事務局から委員会での議論のポイントについて、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局より簡単に説明させていただきたいと思います。

それでは、資料2 - に沿って、簡単に議論のポイントを説明させていただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございますが「(独)国際交流基金 概要」でございます。

「人員」は、2006年度現在で、約230名ということです。

「組織」といたしましては、国内、更には海外に18か国19の事務所を設置しているということでございます。

「業務内容」は、三つの柱からなっております。

1つ目が「海外での日本語教育」。

2つ目が「文化芸術交流」。

3つ目が「日本研究・知的研究」ということでございます。

本日の議論につきましては、2ページを見ていただきたいと思います。まず「論点」といたしまして、総論一つに加えて、各論三つという形で構成しております。

「総論」といたしましては、そもそも「総論 外交ニーズ等への対応」についての問題があるという点。

更に「各論」といたしまして、それぞれ事業ごとに分けておりますが「各論 日本語研修事業」「各論 文化芸術交流事業」「各論 海外事務所運営事業」という形で、各論で分けております。

それでは、それぞれ総論、各論につきまして、説明させていただきたいと思いますが、3ページ目でございます。

「総論：外交ニーズ等への対応」につきまして「外務省の見解」でございますが、まず1点目といたしましては「外交政策上必要性高い分野限定」している点がございます。更に申し上げますと、そもそも市場性のない、外交政策上必要な分野での業務に限定しているんだということでございます。

これにつきましては「検討の方向性」といたしまして、そもそも市場性の有無と、民間で担えるか否かというのは、別の議論ではないかということでございます。

2点目といたしましては「外交上の判断」ということございまして、特に外交上の必要性の判断を民間で行うのは難しいのではないかと。

更には、外交政策上の緊急の案件に対してのフレキシブルな対応。

更には、先ほど申し上げました三つ、文化芸術、日本語教育、日本研究といったものを一体的、長期的に取り組む必要があるのに対して、民間では不可能ではないかという点でございます。

これにつきましては、右側でございますが、外交上の判断などについては、ガイドライ

ンなどを示す。または緊急の要求についても、契約等で担保することが可能ではないかということでございます。

3つ目といたしましては「機密情報の取扱」ということで、これを民間企業に開示するのは難しいのではないかとということでございます。

これにつきましては、法に基づきます、いわゆるみなし公務員規定の適用により、機密情報の取扱いは可能になるのではないかとということでございます。

大きな検討の方向性といたしましては、そもそもどのようにしたら、民間でも対応できるかという観点から検討するべきではないかとということでございます。

続きまして、各論に移らせていただきたいと思います。

4ページ目「各論 日本語研修事業（日本語国際センター、関西国際センター）」でございますが「外務省の見解」でございます。

1点目といたしましては「外交政策の一環」。大半が基金による実施をしてきており、更には日本の国内の国語政策とも連携しているということがございます。

また、外交政策上必要な日本の理解という観点から促進しているということでございます。

これにつきましては、法に基づき民間委託される場合は、最終的に責任を負うのは基金ということでありますので、したがって、それらは外交政策の一環であるということが言えるかと思えます。

「高度な専門性・ノウハウが必要」ということですが、民間での実績はないということが「外務省の見解」でございます。

これにつきましては、これまで基金が実施してきたために、民間の実績がないのではないかとということと、更には当該研修を実施したいという意向を有する民間企業もあるということでございます。

全体の方向性といたしましては、官民競争入札を実施し、民間との間でのサービスの質、コストの競争を行う。

例えば日本語研修業務のうち、受付・審査、年度計画策定以降の業務については、官民競争入札の対象になり得るのではないかとということでございます。

業務フロー図が5ページにありますので、後で御参考にござらんいただければと思います。

6ページ「各論 文化芸術交流事業」でございますが「外務省の見解」の1点目といたしましては、これも「外交政策の一環」であるということと、バランスのとれた日本理解を促進していくという点でございます。

「検討の方向性」といたしましては、むしろバランスに配慮した文化芸術というのは民間でも可能であり、こうしたバランス面もサービスの質ととらえて、民間と競争することができるのではないかとということでございます。

「外務省の見解」の2つ目ですが「民間活用・支援がベース」になっていて、更に外交政策上の判断が生じない事業の実施部分は、すべて民間へ委託済みであるということ

でございます。

これに対しましては、創意工夫が生かされる、ある程度大きくくり化して民間に委託するのはどうかということでございます。

3点目といたしまして「相手国政府からの便宜」があるということでございますが、これにつきましては、法に基づき実施する場合は、相手国政府との関係でも、最終的に責任を負うのは基金であり、便宜の享受も可能ではないかということでございます。

したがって、文化芸術交流事業につきましても、7ページにありますフロー図のうち「要望受付」「年度計画策定」以降の業務については、官民競争入札の対象になり得るのではないかとということでございます。

「各論 海外事務所運営事業」でございます。

「外務省の見解」は大きく分けて二つございますが、一つは「機関としての地位(ステータス)」を得ているのに対して、これが民間になると不可能ではないかという点。これにつきましては、海外事務所の運営自体、海外事務所の所有自体は基金の事務所であるということでございます。

2点目といたしましては「在外公館と一体」となった体制による運営を行っている。したがって、基金の事務所のみを切り離すことは難しいということでございます。

他方「検討の方向性」といたしましては、民間の拠点なども活用しながら、基金の海外事務所の運営を効率化できるのではないかとということでございます。

また、別途ヒアリングをさせていただきました国際観光振興機構などといった拠点と一体的に民間開放することにより、より効果的な展開が期待されるのではないかとということでございます。

9ページに海外事務所運営の業務フロー図を付けておりますので、御参考までにごらんください。

以上でございます。

落合委員長 それでは、外務省から補足説明があるようですので、谷口参事官、5分をお願いいたします。

谷口参事官 ありがとうございます。外務省で広報文化交流部の参事官をしております谷口と申します。役目上、国際交流基金を担当しております。

今、役目上と申しましたが、実は毎週一度の広報文化交流部の部会には、必ず国際交流基金の代表者に来てもらっておりまして、広報外交についての緊密な意思疎通を行っております。実際のところ、私ども日ごろの活動では、言わば日の丸ブランドのブランドマネージャーとか、日本をどう売り込むかというマーケティングのマネージャーのつもりで頑張っているんですが、いかんせん手足ということになりますと、国際交流基金に頼らざるを得ません。例えばイラクのテレビ局に『キャプテン翼』という非常に人気のある漫画の番組をODAの一環で提供しましたが、実際には、国際交流基金のテレビ番組の提供プログラムを通じて行っており、広報活動、文化活動においては、交流基金と一体にならな

ければなりません。また、交流基金のリソースに全面的に依存しなければなりません。

従いまして、先ほど事務局の方が御説明くださった事務所の数にしても、本当を言いますと、ブリティッシュ・カウンシル並みの数を世界で持って、どんどん日の丸ブランドを売っていきたいと切望しているところです。

以上のようなことを前置きにいたしまして、各論点につきご説明を申し上げたいと思います。

まず、議論の前提として、御理解いただきたい点は、外務省として、今、御指摘がございました事業につきまして、特段壁を設けて参入を規制していることはないということです。もともと民間で行われているものを、言わば国際交流基金は一つのエディタリー的な活動をしながら、順列組み合わせを図ってプレゼンテーションをしているというように理解をしていただきたいと思います。

専門性と申しますのが、- 今、組み合わせと順列と申しましたが - それをどう外交的に作っていくかということにあり、そこに外交政策上の必要な分野と専門性というものが出てまいります。言い換えますと、なかなか市場性になじまない分野が出てまいります。

具体的に申しますと、国、地域別のそれぞれの国に応じて、これを売っていこう、これを盛んに進めていこうという外務省なりの広報計画というものがあるわけですが、それに基づきまして、人材育成ですとか人脈形成など、長期の継続的な取り組み、文化芸術国民交流、日本語教育といったような取り組みがなされておまして、外務省のつくります外交政策とすり合わせつつ行います長期的な調整というものは、恐らく基金にしかできないものではなからうかと考えます。具体的な事業の実施部分は、既に民間に委託できるところは行っております。

このように考えますと、なかなかマーケットテスト（市場化テスト）とか、あるいはコンテストビリティ（競争可能性）といった議論にもしかするとなじみにくいのではないかと考えているわけです。

総論として、以上のようなことをまず申し上げた上で、続きまして、日本語と文化芸術、これも今の事務局の方の説明で大体はカバーされているようですが、2、3点補足して申し上げます。

まず日本語の研修ですが、これはそこら辺の町場で日本語を学びたいという人たちを集めてきて日本語を教えるということも、- 本当は実はどんどんやりたいくらいなのですが - 当面リソースの制約もございまして、言わば日本語の先生を育てるところに、かなり重点を置いております。

アメリカなどでも日本語の退潮が目立っておりまして、中国語の浸透というものに、どんどんマーケットシェアを奪われつつある。これはアメリカ、イギリス、カナダ、どこでもそうですけれども、そういうものを盛り返していくために、まず求められておりますのは、良質な教師です。良質な教師というものも、できれば、言わば日本の文化施設も兼ねるような伝道師としての教師であってほしい。まさにそういう特別な教師というものを育

てるように努力しておりますのが、基金の日本語事業であると理解いたしております。

なお、2003年時点で、日本語を学習している人が236万人いたんですが、これをあと1、2年で300万人まで増やしたいと政府としては考えております。しかし、現状ではなかなか難しい状況でございます。さらなる基金の努力と我々の資源の投入というものが必要なところ です。

文化芸術の交流の点に移りますけれども、これも国、地域別の違いを踏まえまして、繰り返しになりますが、外交政策の観点から必要となるバランスのとれた理解の促進というものを目的としておりまして、国として紹介するにふさわしい日本文化について、政策上の観点から責任を持って厳選する必要がある。何でもかんでもというわけにいかないということです。適切な企画、人選を行うということが業務の中核となっております。

冒頭の言葉をもう一度用いますならば、言わば外務省と一緒にやって緊密にやるエディターシップの機能が、国際交流基金の機能なのではなからうかと思えます。

最後に海外事務所です。これは事務局の方も御指摘のとおり、相手国との公的な窓口としての機能を持っておりまして、準外交官扱いになっております。こういった公的な政策に照らしまして、ステータスが得られておりますほか、関税、付加価値税などの免税措置というものも得られておりまして、各種優遇措置によって財政的な効率化、運営上の効率化というものも可能になっております。

勿論、御指摘のとおり、例えばニューヨークなどでは、ニューヨーク総領事館と国際交流基金のアメリカにおけるセンターというものが緊密に活動して、いろいろな催し物を行っているという点からも、一体運営という点は再三再四強調させていただきたいと思えます。

大体以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員の方から御自由にお願ひしたいと思います。森委員、どうぞ。

森委員 冒頭に谷口参事官から、マーケティング的な志向ということを含めて、日の丸ブランドをいかにしてというお話を伺いました。そこで出てくるのが外交政策上という視点で、最終的にはそれは市場になじまないということでした。私は逆にいうと、マーケティングという考え方を持たれたら、いろんな切り口から市場に打って出ていくことによって、日の丸ブランドをより海外に発信する。私はそういう考え方であるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

谷口参事官 放っておいても広がるブランドはございます。例えば、映画とかアニメです。他方、政府としての力を必要としているものもございます。更に分野ごとの違い、あるいは国ごとの違いというものもあります。エルサルバドルに売れるものとポーランドに売れるものとは、同じかどうかはわからない。

しかし、ブランドという以上は、世界に統一したイメージで、日本と聞いたときにぱっと思い浮かんでいただけるイメージというものを、なるべくいいものにしていきたいと思

っております。これは外務省だけでできるものではございませんから、現在、官邸と緊密に協力して行っているわけですが、そういう上からの意思というものがあって、初めて統一した一種のコーポレートアイデンティティーが作られていくのだらうと思っております。

もっとも、これは外務省の中でも現在議論が進行中でございます。今、私が申し上げたことは、外務省の公式見解というよりも、広報文化交流部の参事官として、今、責任ある立場で考えている人間の発言に過ぎませんが、放置しておいて民間でできるものも勿論ありますけれども、上からの意思というものが、まさにコーポレートアイデンティティーを決める。日本の場合、ナショナルアイデンティティーを決める。安倍晋三総理も所信表明演説の中で、カントリーアイデンティティーという言葉でその点をうたっておられたと記憶しております。

落合委員長 中井課長、どうぞ。

中井文化交流課長 文化交流課長の中井でございます。

その点は大事なところでございます。きちんと日本のイメージ、日本に対して愛着を持ってもらうようなイメージをつくる上では、本当に息の長い長期的な取組み、また国ごと、分野ごとのきめ細かな息の長いものが求められます。

こうなってみますと、やはり国際交流基金なり外務省なりと一緒に協力をします。その都度民間の力、御知恵も提供していただきますけれども、その提案については、純粹に特定の国ごと、地域ごとに分けて民間に全部任せてしまうというのは、若干弱いところがあるかなと考えます。

森委員 今、参事官のおっしゃったことは、いろんな意味で国策上どこにいわゆるマーケットをセグメンテーションして、そして、俗にいいますと、いろんな資源を投入していくことによって、日の丸ブランドというのをより強固なものにしていく。

私はそういう考え方の中で、例えば先ほど「検討の方向性」にもありましたように、最終的な責任は基金が持っていていい。例えば受付・審査、そして年度計画策定の業務というのは、ある面では基金がいろんな意味で、介在をすることを含めて、やはり責任を持つ。しかし、それ以降のことについては、思い切って、いわゆる民間委託を結構やっていらっしゃるというお話ですけれども、より包括的にそういうものを行って、それによって民間の創意工夫によって、参事官がおっしゃったように、更に日の丸ブランドが浸透していく方が、私はせっかくの税を使ってやるということだったらいいのではないかと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

谷口参事官 基金の概要をごらんいただいても、役職員は230名でございます。この人員で今、申しました文化芸術交流、日本語、日本研究を行っております。ですから、基金にできることというのは、実際は非常に限りがございまして、日の丸ブランドを売るなどと偉そうなことを申しましたが、実はそれを手がけているアーティストにしる、文化芸術交流の方々にしる、基金にいるわけではございません。であるからこそ、エディターと

申し上げたのですが、民間にあるリソースというものをどう組み合わせるかというところが基金の行う業務です。

それで適宜その国に応じた売り方とか、あるいは外務省の考えていること、具体的には今こういうことを中国に対してやってくださいというようなことに応じて業務を実施するとか、そういうことを基金は行っているわけで、基金それ自体が何かのリソースを抱えて行っているということではありません。リソースを抱えて行っているものとしては、日本語がございしますが、日本語に関しては、確かに財務諸表上出てまいりますものがあるわけですが、それは先ほど申しましたような特殊な一種の教育をしておりますので、御理解をいただきたいということです。

落合委員長 ほかにございますか。小林委員、どうぞ。

小林委員 今と同じようなことになるかもしれないのですが、私は外交政策上の目的というのは、外務省なり基金なりで統括して、エディターとおっしゃっていた機能を果たしていただければいいのではないかと思います。

ただ、例えば日本語研修事業にしても、プロセスのところ、研修の実施のところ、外交政策上の判断を含むということがあって、そのところがすべて外交政策上の判断を含むからというような理由づけになっているような気がするんです。外交政策上の判断は必要だと思いますけれども、外交政策上の判断をして、事業の一定の質を確保して、効率的な事業運営をするというオペレーションの部分を官民競争入札にかけるというのは、無理なことではないし、あるべき方向性だと思います。だから、あまりにも外交政策の一環ということで、オペレーションの部分を切り分けられるべきというか、実際の実動部隊の部分が隠れてしまっていて、見えなくなっているのではないかという気がいたしますが、その点はいかがでしょうか。

谷口参事官 これは、基金の日本語の専門の方にお答えいただいてもよろしゅうございますか。

雨宮総務部長 私は国際交流基金総務部長の雨宮でございます。よろしく願いいたします。

本日お配りした資料に一つ追加がございますので、説明させていただきたいと思います。

資料2 - がございます。簡単な3枚つづりの紙でございますけれども、これは実際に私どもの附属機関で使われました最近の教材の例でございます。私ども関西センターの方では外交関係者等専門家、浦和のセンターの方では外国人教師に対する研修を行っております。

これはご覧いただいたとおりでございますけれども、拉致問題でありますとか、あるいは韓国との竹島問題でありますとか、将来の外交官の卵の方々に対しての研修の教材の一つとして、こんなものを扱っております。日本政府の立場を説明するということで、この辺のところは、やはり外務省とも御相談して、海外からおいでになっていた将来の外交官たちにどんな日本を知ってほしいかということの1例でございます。外交政策との関係

のほんのわずか、一つの例と申し上げていいと思います。

小林委員からの御質問の点でございますけれども、国際交流基金における外交政策上の必要性の判断というのは、外務省が外交政策をお作りになった後に、私どもは各国に対する事業計画を策定することでございます。あるいは個別の事業の企画開発をすることになりますけれども、外務省の方で例えばこの件に対して、こういう政策で臨んでほしいという御指示がありまして、それに対して、相手国の文化状況、日本の教育状況に合わせて、どんなプログラムが必要かということを考えることが、私どもの外交政策上の判断になりまして、国際文化交流事業の一つひとつの実施計画について、外務省がお考えになるわけではありませんで、外務省が基本的な方向をお定めになった後、その目的を達成するために、どんなプログラムで、どんな人を持っていくかを決めていくことが、私どもの外交政策上の判断だと思えます。

もう一つは、相手国政府との関係でございます。国際交流基金は政府機関としてのステータス（機関としての地位）を持っておりますので、各国における日本語教育の基盤整備等につきましては、相手国政府との共同事業になりますので、国際交流基金のステータスというものが、そこで意味を持っていると申し上げていいと思います。

資料の7ページに、文化芸術交流事業の業務フローチャート図がございます。先ほどの参事官からの説明のとおりでありますけれども、実は私どもの事業の実施は、この図の下の方に「民間事業者」として「個別専門家・グループ、制作会社、流派・連盟等」と書いてございますけれども、実際に制作業務をやっていただきますのは各民間の関連の文化人だったり、制作会社だったり、業者の方々ということが実態でございます。実は国際交流基金の事業には、既にさまざまな分野の方々が、一緒に入る格好で事業が行われているのが現実でございます。以上でございます。

落合委員長 ほかにございますか。逢見委員、どうぞ。

逢見委員 今までの説明を伺っていると、非常に唯我独尊で、要するに外交は自分たちがやっているんだから、私たちが企画していることがすべて正しくて、民間などにできるはずがないと思込んでいる。

拉致の資料も外交政策だと言っていますけれども、拉致の問題は民間のNGOが地道にやってきたことであって、政府が認めたのは、つい最近なんです。今、外交政策でこれを教材に使っていますということ自体が唯我独尊で、これはまさに競争で民間のアイデアを出してもらって、そこでどちらがいいかと比較検討すればいい話だと思います。民間から参入を認めないという発想自体が、全く間違った議論であると思います。企画は独法としてやってもいいけれども、いかに実施するかということについては民間の知恵も利用すべきであって、自分たちだけが正しいと思うこと自体が基本的に間違っていると思います。

福下事務局長 委員長、一言だけよろしいですか。

落合委員長 事務局長、どうぞ。

福下事務局長 事務局長の福下でございます。

外務省の説明を聞いて感じたことですが、何もこの事業を廃止しろとか、民営化しろと言っているわけではなくて、国の責任の下に、国の監督の下にやらせる制度なんです。そこに外交政策というのは、十分反映されているわけです。あとは具体的な担い手として、だれが担うのが適当なのか。基金が自らやるのがいいのか、民間事業者の創意と工夫でやらせるのがいいのか。それを競争した結果、より質の高い、よりコストの低いサービスを提供しよう。その結果、どちらが担おうと、今よりもより質の高いサービスが提供されれば、それは基金にとっても、国民にとっても満足度が高くなりますので、そこを御議論いただきたいわけです。

できないという理由を説明するのではなくて、どうすればできるのかということ、これからも個別に折衝させてもらいますけれども、そういうところを御説明いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

谷口参事官 趣旨は十分理解しておるつもりでございますので、その方向で議論させていただければと思います。私どもから、今回はこう考えているという意見を説明させていただいたと御理解いただきたいと思います。

先ほどの逢見委員の拉致の問題に関しては、今、事実関係をどうこう論じるつもりもございませんし、このように教材面でも多少の工夫をしているということ、御理解いただくための一材料だったと御理解くださればと思います。

中井文化交流課長 ありがとうございます。

実は、私、前回こちらで外務省の説明をさせていただきました。そのときに、私は着任したのが8月であり、しっかり勉強しなければと思ひまして、その後、実際に浦和の日本語国際センターに行ってみりました。そこでは実際に相当時間をかけて見たのですけれども、是非先生方に理解していただきたいのは、確かに企画については我々が実施する余地があるのですけれども、実施もしくは担い手については、どんどん民間に開放したらどうかといった御指摘を受けたと思います。

実際に浦和に行きますと建物もありますし、相当な数の職員もいますが、ほとんどの人間は実際にできたカリキュラムを実施する担い手である者で、これは民間で、その都度外部から来ている方です。実際は建物の中にいる基金そのものの人たちは、十数人しかいません。ほとんど予算ですとか、総務ですとか、企画立案、開発をやっているものであって、今、実際に問題になっております個別の事業の実施になりますと、カリキュラムの性格、時期をにらみながら、外部の人たちに来ていただいて、彼らを通じて実施しているのが実態でございます。

また、教材についても、今、参事官の説明で尽きておりますけれども、ここで私が見てなるほどと思ったのは、浦和で行われていることは、日本語学校、言語学としての日本語を教えるところではありません。先生を教えるか、先生に対して言語学上のいい意味での効率的な日本語教育を教えるだけではなくて、日本について、日本社会、文化伝統をよくわかってもらいたい。そのための資料として、資料2 - のようなものを使っているわけ

です。それ以外にも生け花ですとか着付け等もやっております。

従いまして、ある意味で、本当は文化理解も中心にしたコースでありますから、そういう意味では、今、通常民間の会社等がやられております日本語学校とは大いに違うものだというご理解いただけたらと思います。

落合委員長 本田委員、どうぞ。

本田委員 海外の事務所の運営関係なんですけれども、これは国際交流基金さんが御返答するのは非常に難しいかもしれないけれども、国際観光振興機構、JETRO、いろんな機関がそれぞれ縦割りで省別に出ていますね。在外公館との関係がある。在外公館にもそれぞれの省から行っている。経営的な発想でいくと、間接経費は一つで済むんです。中の仕事はいろいろやっていたいんですけれども、5か所あるのが一つで済むんです。そういうふうにするとしたときに、国際交流基金はどういうふうにお考えになるか。そうするかしないかというのは、文化交流部だけでは判断できない話だと思うので、もしそういうときに、文化交流部としてまたは国際交流基金として、どういうお考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

雨宮総務部長 私どもは以前の行政監察の中で、JICAと国際交流基金の海外事務所を一緒にするという方向がございまして、可能なところにつきましては実現をしているというところございまして、私は一緒になって、例えば全体にジャパンハウスというようなことで名前を付ければ、何とか支障なくそれぞれ事業をやっていけるのかなと思います。

ただ、必要とする施設内容が必ずしも一緒でない場合がございますので、そこはそれぞれ参加いたします団体が最小限必要とする施設は何かということについては、出し合って調整するということが必要かなと思います。

落合委員長 小幡委員、どうぞ。

小幡委員 もう時間もないのでお答えは結構ですが、恐らく独法評価委員会等でも同じことを言われていらっしゃると思いますが、今日御説明になったことは、先ほど事務局長もおっしゃったように、官民競争入札ができないという理由にはなっていないと思います。外交を担いたいからということはおわかりますが、業務はまさに外交政策との関連で、基金としてなされればよいので、そのやり方について、もっと包括的に官民競争入札にかけてはどうかという話です。

先ほどの教科書の教材などの話も、中身の非常に細々としたところを一つひとつ外務省さんが見てチェックをするということは、やはりあり得ないと思うので、ある程度定性的な、こういうふうな教材にというやり方で当然できる話です。

ですから、今日のお話ではどうしてできないかという理由については、はっきり説明されないというか、おそらく理由はないと思うのですが、我々も業務をやめるべきと言っているわけではないのですから、日本語研修でありますとか、そういうものについて、今、受け手の民間事業者がいらないというのは、民間に投げてないから出てきていないという面

もあるのですから、それも理由になりませんので、是非積極的にお考えいただきたいと思
います。

落合委員長 これは今までの委員の質問とも関連いたしますけれども、外務省と国際交
流基金とで、今、日本語研修あるいは国際交流という事業を実施している。それは今のお
話ですと、外務省としては非常に質の高い事業としてやっているというお話なのですけれ
ども、国民として知りたいのは、外務省と国際交流基金とでなされている日本語研修業務
と国際交流事業というものが、一体コスト的にどのぐらいのコストがかかってなされてい
るんだろうか、しかも、そのコストが効率的なコストなのかどうか。そして、コストに見
合う質が確保されているかどうか。この辺の情報を十分検証したいという希望が国民には
あって、それは公共サービス改革法の適用対象にすることによって実現すると思いを
ます。

そうだとすると、外務省の方で、外務省と国際交流基金とで二つの事業について実施し
た場合に、どれだけのコストがかかりますか、そして、それによってどれだけのことが達
成されているかということ、国民に見える形で開示をして、本当にそれが優れていれば、
どんな民間企業が出てきても、従来どおりのやり方でこの事業は進めていくべきだとい
うことになるわけなのですけれども、そういう検証の過程を経ないで、自分のところは非常
にいいことをやっています、コスト的にもいいことをやっていますというのでは、国民は
なかなか納得できない。

したがって、従前のコストの開示義務があり、そして、入札の過程においても、公平性、
透明性が保てるような仕組みが整った官民競争入札というものにかけてみたらいかがです
か。それだけ自信があたりならばということで、お尋ねしているのもであって、今やって
いるのをやめるとか何とかと言っているのではなくて、官民競争入札にかけて、自分の自信
のあるところを示すということです。それがないと、国民は一体どのぐらいの税金が本当
に効果的に使われているかということについて、やはり疑念は払拭できないわけですから、
この際そういうことで、積極的に官民競争入札にかけてみるということをおっしゃること
が、期待されると思いを
ます。

谷口参事官 ディスクロージャーにつきまして、どれだけのコストがかかっているかとい
うのは、2方面から既に開示がなされておりました、1方面は外交予算の請求過程です
けれども、広報文化交流部の予算というもののの中の費目で、最も大きいものを見てまい
りますと出てまいります。

それから、独立行政法人としての国際交流基金は、独法としてのディスクロージャーを
やっておりますので、その点でディスクロージャーの質と量は、格段の進化を遂げている
と言っていいと思いを
ます。

ただ、問題はこのパフォーマンスの見方です。これだけのコストをかけて、何の成果が
上がったのかという点ですが、これが測りにくいというところに、まさにこの事業の特殊
性がございます。

それは一般に外交についても言えることで、外務省の予算というのは、世間からあまり

よくは思われないことが多いですが、これだけを投じて幾らの成果があったのかと言われても、これだけ上がりましたとなかなか申し上げられないという部分がございます、国際交流基金の事業の多くはそういう酒類のものです。

マーケットテスト（市場化テスト）をそれぞれについてやるということは、勿論趣旨としては理解できますが、秘密に仕込みたいものも実はございます。何年も前からこの国との関係をこんなふうにしていこうと、一種のグランドデザインとして持って、それを小出しにしていくというようなことです。それを機動的にやっていきたいというようなことも、これはどの例だとはなかなか申し上げられませんが、そういうこともございます。

したがって、そういった面は外交との一体運用が非常に必要なところで、何もかもマーケットテスト（市場化テスト）にかけるというふうには、いかないのではないかという感じがいたします。

落合委員長 最初の点については、言わばコストの開示ですけれども、では、日本語研修事業、国際交流事業について、言わばセグメントごとに間接経費も含めて、十分に開示がなされているんだろうかという点、ここはなされていないのではないですか。その辺は単に一般的な開示だけにとどまっているのであって、これを官民競争入札の対象にすれば、それぞれの事業について、従前のコストがどの程度かかっているかということまで開示を求められることになるので、格段にまず開示の質が違うという点があります。

それから、なかなか効果が測りにくいと言うのですけれども、それはおっしゃるとおりかもしれないけれども、しかし、政策担当者としては、政策を実施するに当たりやはり目標を立てているはずなのであって、ここは実現しよう、これを実現するために、これだけのコストをかけるんだといった政策目標があるはずなので、測りにくいという点はあるかもしれないけれども、目標をたてるが、その達成度というものを自ら測らない、測れないというのでは、そもそも外交政策はできないのではないですか。

谷口参事官 おっしゃるとおりなんです。ただし、これはパブリック・ディプロマシーの分野で、定性的、定量的ないろいろなメジャーメントで、ベンチマーキングとかいろいろな試みがなされています。しかし、どれ一つとして、これという方法に至っていません。これは日本の話をしているのではなくて、アメリカの国務省であれ、イギリスの外務省であれ、特にイギリスの外務省はまさにマーケットテストの母国でもありますから、一生懸命やっているんですけれども、しかし、この点に関しては、妙案が出ていないというのが現実です。

ディスクロージャーについて、補足します。

雨宮総務部長 私の方も法律で決まっております、独立行政法人になりましてから、事業の実績並びに財務の実績につきましては、情報を開示するという事で、ホームページにも載せておりますし、事業の目的、中期目標につきましても、外務省から御承認いただきますけれども、確定したものは情報公開することになっております。

落合委員長 だから、そこはセグメント方式ですか。

雨宮総務部長 勿論セグメント方式です。

落合委員長 間接経費も含めてですか。例えば日本語研修事業を行うためには、これだけのコストをかけていますということが開示されているのですか。

雨宮総務部長 必ずしも細かいところではないかもしれませんが、セグメントごとに予算と実施、達成目標と実績を開示しています。

落合委員長 そこが公共サービス改革法の対象とした場合と違うということなんです。議論にわたっての時間も経過いたしましたし、ということで、是非自信がおりのようなので、それを客観的な議論ができるような形で、そのルールに乗せるという方向で是非御検討をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

(外務省関係者退室)

(文部科学省高等教育局入室)

落合委員長 それでは、続きまして、文部科学省から、日本学生支援機構の業務についてお伺いをしたいと思います。

文部科学省からのヒアリングに先立ちまして、これまでの議論のポイントにつきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局の方から簡単に説明をさせていただきます。

資料3 - の方をご覧ください。1ページですが、日本学生支援機構の概要ということで、人員としては526人、組織としてはご覧のとおりです。業務内容としては、留学生支援事業、奨学金貸与事業、学生生活支援事業。この三つを中心に業務をやられているということでございます。

今までの論点としては2ページの「論点」というところですが、三つございます。

論点 として「国際交流会館等(全国17カ所)における国際交流事業・留学生支援事業」でございます。こちらの国際交流会館等と申し上げておりますのは全国17カ所にある、この日本学生支援機構が持っている留学生宿舎です。14カ所の国際交流会館、東京国際交流会館、日本語の教育事業をやっている日本語教育センターの東京と大阪の2カ所、計17カ所になります。

論点 としては、日本語の教育をやっている「日本語教育センター(東京・大阪)における教育事業」でございます。

論点 としましては「奨学金貸与事業」でございます。

「論点 国際交流会館等(全国17カ所)における国際交流事業・留学生支援事業」です。

「文部科学省の見解」としては、こちらの事業は非常に専門性が高いということでございます。先導的・モデル的な国際交流事業の実施の役割を担っていらっしゃる文化・宗教等の理解、言語能力、国際交流等への理解が必要だということでございます。

こちらについて中心的な業務を担われている随意契約先である日本国際教育支援協会ですが、今、申し上げた専門性が非常に高く、今の留学生の在館生の満足度は94%と非常に高い。このサービスの質を確保するために現行体制のまま業務を実施していきたいといったことをございます。

「検討の方向性」といたしましては、日本学生支援機構が行っている国際交流事業というのは、実態としてはスポーツ大会、盆踊り等といったものが中心でございまして、民間事業者でも十分に企画実施が可能ではないか。言語面等の知見を要する宿舎での一般的な管理業務についても民間で十分対応可能ではないかということをございます。こちらのサービスの質についても、公共サービス改革法に基づく官民競争入札等を実施することによって性能水準を示し、事業開始後も適切な監督指示を行うことによって担保が可能だと考えます。

そういったことで国際交流事業の企画も含めて、包括的に官民競争入札または民間競争入札の対象とできるのではないかとございます。

下になります、東京国際交流館のプラザ平成。こちらは留学生会館とはちょっと位置づけが異なりまして、国際交流等に使う貸しホールの施設なんです、先日は委員会として視察にもお伺いさせていただきまして、非常に稼働率が低いということがございまして、こちらに民間の創意工夫を発揮させる機会をつくるために、官民競争入札等の対象としてどうかということがございます。

4ページです。こちらは参考ですが、国際交流会館等の業務分掌ということで、上が日本学生支援機構の直接行っている業務。下が主に日本国際教育支援協会、更には委託をしているということもございますが、こちらの委託業務の内容でございます。

5ページです。こちらが国際交流の事業の例ということで、スポーツ交流会、盆踊り体験、ウェルカムパーティーといったところを中心にやられているということをございます。

6ページがプラザ平成の収支状況でございまして、収入が2,900万に対して支出が4億7,000万ということで、4億強の赤字が出ているという状態でございます。

7ページの「論点 日本語教育センター（東京・大阪）における教育事業」。

「文部科学省の見解」といたしましては、政策目的・外交ニーズ等ということがございまして、国の留学生政策、外交政策上の緊急の留学生受入等に柔軟に対応することが必要。

更には教育の専門性ということがございまして、民間では進路にきめ細かく対応した教育が難しい留学生を扱っているということをございます。

「検討の方向性」といたしましては、国策上の要請への対応は、民間事業者が受託した場合でも契約上の担保が可能。こういった専門的な教育ということをございますが、こういった数少ない特殊な留学生を日本学生支援機構が一手に引き受けているからこそ民間参入がないだけで、民間でも実際は対応が可能ではないかということをございます。政策判断以降の教育事業については、包括的に官民競争入札等の対象とできると考えます。

8ページの「論点 : 奨学金貸与事業」でございます。

「文部科学省の意見」としましては、債権の特殊性ということでございまして、非常に返還完了までの期間が長期であったり小口債権が多いというところで、継続的・安定的な業務運営が必要。そういった意味で回収業務にかかるコストも高く、なかなか民間事業者では採算が合わないということがございます。

実際問題として委託を積極的に行っているという事でございまして、実際に円滑・適切な実施と効率化の観点から、積極的に民間委託を進めているという事でございます。

「検討の方向性」といたしましては、法に基づき、複数年の契約期間で入札を実施するという事で継続的な業務運営というのは期待できるのではないかと。採算が合わないという事でございますが、日本学生支援機構の負担で業務が実施されるということは委託時にも変わらないという事でございますので、採算性の問題は生じません。

現在の委託状況は、一部はもう委託しているという事でございますが、貸与回収業務をひとつひとつ細かく委託をするのではなく、包括的に民間委託をすることによって、民間の創意工夫を発揮することができるのではないかとという事でございます。

以上でございます。

落合委員長 それでは、各委員の方から質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。小林委員、どうぞ。

小林委員 先週、東京国際交流館の方を見させていただいて、印象が強いものですから。

今、随意契約で日本国際教育支援協会に委託されているということですが、求められている目的とかサービス水準ということから考えますと、勿論、会館の方は利用率が90%に満たないということをお伺いし、また国際会議場の方も会議場が三つあって、利用率が55%ということをお伺いしたんです。

その目的からすると非常に1,000億円のコストをかけてつくった建物に対して、利用可能性を高めるというのが非常に重要な任務ではないかと思うんですが、その点を現在の状況でやっているよりも、目的を達成するために官民競争入札をして、一定の努力水準といいますが、サービス水準を設定しながら効率性を高めていくことをやられた方がよろしいのではないかと思います。

満足度に関しても、満足していると評価する留学生が多いということですが、その測定水準というのも非常に極めてシンプルなものですので、満足できるという水準を維持するという事はその条件に加えながら、効率的な運営はみんなできると考えております。

ここの三つの事業について、目的を明確にすれば、オペレーションの部分といいますが、今の施設管理とか基本的な業務の部分だけではなくて、目的に照らした包括的な業務プロセスの管理を視点を置いて、官民競争入札をすることによって、よりその成果が期待できるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

辰野審議官 今、国際交流会館とプラザ平成を中心に今お話があったんですけれども、まず最初に、この日本学生支援機構の成り立ちなんですけれども、これは今までも御説明

があったと思うんですが、実は平成 16 年に日本育英会、それまで国際交流をやっていた四つの財団、文部省で直接やっていたいろんな事業を大幅に再編統合いたしまして、独法の方にやらせる。それによってまさに効率的・合理的な運営を期待して出発したという非常に大胆な再編等を行いまして、16 年から中期目標が 5 年間ですから、今まさにその途上の 3 年目で、この設立の趣旨としては国内の学生も留学生も一体的に学生支援を行っていく。しかも、またこれまでのいろんなノウハウを生かしながらやっていくということでもできた。今まさに途上にあるわけでありまして、評価も毎年、勿論受けておりますけれども、この中期目標の本格評価もこれから受けることになっておるわけでございます。

ですから、そのところで、またいろんな工夫をしながら民間の活力を生かしたり、合理化・効率化を図っていくということ、独法になったわけですから、やっておるところは是非御理解いただきたい。

ですから、この段階で「市場化テスト」という、言ってみれば、どういうことになるかが実は我々もまだよくわからない部分がある。直ちに導入することについては、全般的には慎重にならざるを得ないということ。

といいますのは、国際交流にしましても、これは留学生政策に非常に強く関わっておりますし、奨学金につきましても教育政策。基本的に憲法、教育基本法から来たものを国として果たしていく。そのための施策なものですから、それを果たしていくために非常に重いミッションを持っておりますので、それに対して一定のこのナショナルセンターとしての確立を目指して今やっている最中で、今、確立して 3 年目なんだということ、まず冒頭に是非御理解いただきたいということが一つございます。

今、御指摘のありました国際交流会館ですけれども、これも今まで四つの法人がやっていたものを一つにまとめまして、その中の一つの日本国際教育協会を改組したものにこれまでの経験とかノウハウを生かしてやっていただきたいということをお願いをしてやっているという状態に今のところはあるわけでございます。

この中で合理化・適正化を最大限図ってきているわけなんですけれども、特に国際交流会館というのは国費留学生、日本国が国費で招いた留学生に対して、低廉で良質な宿舎を確保したいということでやっているものでございまして、これは国の責任としてしっかりと運営をやっていかなければならないという部分があるかと思えます。

これまでの独法の評価を見ましても、そこについてはおおむね良好な評価を得ておりますので、そのところはもうしばらく努力を続けさせていただきたいということがございます。

ただ、プラザ平成につきましては、これはご覧になったと思いますけれども、確かに稼働率があまりよくないんです。これは御指摘のとおりでございます。ただ、これはもともとの出発点がお台場のところにパリの国際学園都市というようなものをつくらうではないかということで、いろんな国の人たちが入る国際交流会館と科学館と産総研の臨海副都心センター。この三つのものを置きまして、その情報発信の拠点としてプラザ平成というも

のを設けたという位置づけがございまして、その機能をきちんと果たしていただくことを我々は期待しているんですけれども、確かに今のところは稼働率がよくない。

先ほど事務局の御説明にもありましたように、収支をごらんいただいたと思うんですけれども、実は土地借料と公租公課だけで2億円以上の支出となってしまうという状況にございまして、私どももこの運営は当初の目的に沿ってどうしていくかというのは非常に問題意識を持っているところでございます。

これは国際交流村と全体を言っていますけれども、こういう運営を行う。東大の吉川先生の長としたパネルがあるんですけれども、そこもよく御相談しながら、ここが本来期待される機能というものを果たせるようにする。その際にまたこういう収支の基本的な問題についてもどうするか。今、御指摘のあったような、例えばこれを民間委託とかそういうことも視野に入れながら、検討していきたいと思っております。

小林委員 国費留学生に対するサービスの充実ということからすると、民間の創意工夫を生かす余地というのは、プラザ平成の場合にもすごく多いと思うんです。いろいろな障害、例えば周りにレストランがないとか、いろいろなことがあるけれども、その中で稼働率を上げていく、サービス水準を達成するということが国としても求められているところで、説明責任のあるところだと思えます。

だから、そのこのところを現在のやり方だけではなくて、ほかのやり方もあるのではないかとこのことを前向きに検討していくべきだと思うんです。その意味でいろいろなアイデアを持ち寄っていただいて、ある一定のコストで最大稼働率を上げるとか最大操業度を上げるとかいうことを考えていかないと、当初のミッション達成にもほど遠いわけですから、留学生宿舎に関してもプラザ平成についても両方、官民競争入札に資する価値は大きいと私は思いました。

辰野審議官 プラザ平成については、そういう観点からいろいろと検討していきたいと思っておりますけれども、国際交流会館の方は国の責任として国費留学生に対して低廉で良質なものを安定的に確保するという観点から見たときに、これは「市場化テスト」ないしは一般競争入札については少し慎重にならざるを得ないというところはございます。

例えば先ほど、こんなのは民間でもできるではないかということで交流事業例というのがございました。確かに国際交流会館はいわゆる八コモノの宿舎ではありませんで、ここを中心に地域の国際交流のモデル的・拠点的な機能を果たすというのがあるんですが、実はこれはここに書いてありますのは、これだけ見るとレクリエーションだけみたいなんですけれども、これは東京のお台場の話なんですけれども、全国にありますのはもっと地域との交流ということで、自治体とか大学とかボランティア団体とか、そういうところと密接に連携を取りながら、いろんな事業を展開しております、東京の場合にはどちらかという、このようなレクリエーション的なものに偏っているなという印象をお受けになったのは無理もないと思うんですけれども、国際交流の拠点というのは地方に行きますと、その機能というものは十分に果たしているし、それは責任を持って、これは国というか、

まさに独法たる日本学生支援機構の判断で委託をした財団の方と協力をしながらやっていただきたいと思っております。

落合委員長 今回の質問に関連しまして、ポイントは要するに国際交流事業、留学生支援事業をやめなさいと言っているわけではなくて、これを文科省が日本学生支援機構に委託するというやり方でこの国際交流事業と留学生支援事業を実施することが、コスト的に見たときの効率性、そのパフォーマンスはどうなんだろうという面が問題なのです。それらについて、どうももう一つ問題があるのではないかという感じが国民の間にもし生じているとすれば、そこは説明責任が必要であろう。さっき小林委員が言ったのもそれと関連していると思うのですけれどもね。

その説明責任を果たすためには、官民競争入札の対象にするということにすれば、従前のコストも回避されますし、入札の過程も公平性・透明性が確保されるという形で、国民によくわかる形で実施されることになるので、そういうものにかけてみる。

そして、もしかける必要はなくて、今は非常によくなっているのだということであれば、つまり今のやり方で自信があるというのであれば、それを国民にわかるような形で官民競争入札にかけてみたらいかかが、というのがこの委員会としての基本的なスタンスであると思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

辰野審議官 その「市場化テスト」そのものが、ある意味では現実に実現して、どういう動きになっていくものかというのがよく見えていない部分はあるんです。我々は冒頭にも申しましたけれども、留学生政策は非常に重いものにつながっているものですから、やってみてだめだったらしょうがないじゃないか。そのやってみた経過において、さまざまなことが透明になったからいいじゃないかということだけで踏み切るのには、ちょっとためらわざるを得ないという部分がございます。

落合委員長 そこはちょっと違いまして、まさに文科省プラス日本学生支援機構でこの国際交流事業と留学生支援事業をやります。これにはこれだけのコストがかかります、目標値はこれだと出す。それに対して民間の事業者が我々はこれだけのコストでこういう目標でやって、それを総合的に評価して、文科省と日本学生支援機構グループの方が、これがコスト的にもパフォーマンス的にも優れているということになった場合は、そのまま従前の体制でやれることになるわけなので、最初から敗北するという事ではないでしょうし、それだけ自信がとおりになるのだとすれば、敗北することもあまり考えられない。そうであるとすれば、そういう競争にさらしてみても、自分のところはこれだけ見事にやっていますということを示したらいかかということなのです。

ですから、何も留学生政策というものが官民競争入札にかけたことによっておかしくなるということは全くないわけです。その辺のところは、誤解あるのではないかという感じがいたします。

村田学生支援課長 「市場化テスト」の問題でございますけれども、これは御案内のとおり、ただ安ければいいという話ではなく、先ほど申し上げた、その留学生に対するきち

んとしたフォローができるということが大原則である。それをどういう指標で評価することが本当に可能だろうか。そこはかなり検討しなければいけない部分があります。

つまり、例えば語学で対応ができるとか、それで済む話ではなくて、国際交流会館でもあるいはお聞きかと存じますけれども、やはりいろんな国々の、しかも風俗習慣とか物の考え方が異なっている学生に対するお世話をしなければいけない。それは単に勉強だけではなくて、むしろ日常の生活に関するいろんな問題をお世話しなければいけない。そういうことをきちんと対応する能力がなければいけない。

そういうものをどういうやり方で本当に評価できるんだろうか。そこは正直言って、私どももなかなか難しいのかなと思います。ただ、勿論実績を見るとか、いろんなやり方はあると思いますけれども、そういうことを考えると単にやって安い方がいいという話ではないものです。

それと、もう一つ、先ほど申し上げた、今はまだ法人が発足して2年半という状況で、ちょうど中間折り返しということですから、私どもとしても未来永劫ほかにあり得ないとか一切このままの体制ということをお願いするつもりは全くないんですけども、ただ、今は現実に法人が発足したばかりで、しかも受託をしている日本国際教育支援協会の職員の対応については、先ほど現況がございましたけれども、評価としては非常にいい評価であるという状況の中で、がらりと引っくり返すことを始めることには、その専門性ということはどうやって評価していただけるのか。評価できるような形で土俵ができるのかということとは少し研究をしていかないといけないのかなというのが正直なところです。

落合委員長 おっしゃることはわかりますけれども、現状だってどれだけ効果が上がっているかということは評価しないと、まさに事業の評価ができないということになるわけなので、現状だって評価しているはずだろうと思うわけで、そうしますと評価の際に使っている指標その他を活用していくということで、その問題については対応できるのではないかと思いますし、公共サービス改革法というものができたわけですから、今までその実施例がありませんというのは、これは官民競争入札の対象にしないということの根拠にはならないわけですね。これは国会を通して成立したわけですから、公共サービスの改革の実をあげるためにどんどんやっていこうというのが国民の意思なので、それに向かって粛々と実行していくのが筋なのです。公共サービスの質とコストを上げていくことを図っていくというのは、文科省でも十分認識されておられることだろうと思います。ですから、そういうことで国民に見えるような形で競争に出したらいかがですか。

それから、今、独法については改革のある意味で途上であるという点ですが、確かにそういうポイントはあるかと思いますが、しかし、独法改革の途上であろうとも、その改革のためによりよい手段がもしあると考えるならば、その手段をとるのは当然であり、我々としては官民競争の対象にするということがよりよい手段ではないかと我々は考えているわけです。そういうよりよい手段があるのだったら、それは積極的に途上であろうとも積極的にやっていくことが国民に対しての責務を果たすということになるのではないかと

ということで公共サービス改革法の対象にすべきであると我々は認識しているのです。ですから、もうちょっと積極的に、もう少し前向きにならぬかなと思います。

辰野審議官 おっしゃることの趣旨としてはよくわかるんですけども、今までと基本的に違いますのは、独法化して今までのものを再編統合して、まさに透明性といいますか、評価に完全にさらされるようになったわけです。ですから、この評価というものがまだ中期目標期間の中で、その評価に向けて今いろんな努力をしている。そのこのところは一つあるんだということです。

それと「市場化テスト」の場合には、これはあまり申し上げると失礼なのかもしれませんが、心配があるのは若干リスクがあることは間違いないんです。つまり、プレゼンテーションがあり、こういう経費でそのとおりにやるということは当然出て、それで仮に決まったとして、途中で撤退するということはあり得る話です。例えば撤退してもそのときに損害賠償をしますとかしても、その撤退したときに事業の継続性、ないし特にこういう国際的なものというのは対外的な信用性というものが非常にございますし、そういうところで非常にリスクを負うところがあるのではなからうか。その心配は率直に言ってございます。

ですから、例えば手間暇とコストをかけて、今、この評価の途上の中でこれはあえてしなければいけないほどののか。確かにおっしゃるようにそれが非常に行き詰っている。これはだれが見ても改革の必要がある。評価の途上であろうと何であろうと関係ないという現状であれば別なんですけれども、我々はそのこまでは行っていないじゃないかと思えます。評価の中ではおおむねいい評価を受けておりますものですから、そのこの改革をとにかく当面は続けていきたいというのが本当のところでございます。

落合委員長 そのおおむねの評価が、客観的な証拠をもって本当に国民に説明できるものなのかどうかという辺りがポイントだと思います。

ほかに委員の方からございますか。小林委員、どうぞ。

小林委員 独法というのは減損会計であるのではないですか。導入されたというふうに財政審で聞いたんですけども、減損会計というのはパブリックの場合に、例えば稼働率が90%を切っている。そうすると、留学生サービスのために勿論若干の余裕率を持たないといけないと思えますけれども、100%稼働するということは不可能だとしても、将来にわたって九十何%の稼働率をするということは求められることだと思うんです。

そうでないと、あれだけのものをつくったのに、十分利用されていないわけですから、その分の説明責任はあると思うんです。そうすると、利用されていない部分について、企業で言うと将来的キャッシュフローということですけども、パブリックの場合だったら利用可能性というかサービス提供能力の部分の評価したときに、その十何%の部分というのは、会計的には全く無駄に使われているという評価になるところだと思うんです。その部分をどうやって説明するのか。

だから、現行やっていたときに、このサービス提供能力しかないのであれば、ほかのや

り方でやったときに九十何%獲得できる。勿論サービスの質の部分も加えてですね。そうすれば国民に対する説明責任は果たされるし、独法としての責任も解除されるということになるのではないかと思います。

辰野審議官 おっしゃることは全くよくわかります。私もあそこに行って不思議に感じたのは、実はこの国際交流会館というのは絶対数が非常に少ないんです。つまり国費留学生が1万人弱いるんですけども、これが2,000人くらいしか受け入れられませんので、約20%くらいしか入っていない。これは安いですから入りたい人たちはたくさんいるんです。たくさんいるのに何で89%なのかというのは全くおっしゃるとおりで、私もそう思いました。

いろんな御説明を受けていると、やはり入る時期の問題であるとか、要するに途中で帰ってしまったときに、もう既に宿舎は入ってしまったから、そこに入るのは難しいとか、いろんな問題はあると聞きましたけれども、このところはやはりせっかくの貴重な施設ですから、高めなければいけないということは全くおっしゃったとおりです。

ですから、これはここの日本学生支援機構の中で真剣に考えてもらうべき問題で、例えば大学に貸切という形にして、大学の方でそこをうまく融通するというやり方やいろんなやり方はあるそうですので、検討は是非していかなければいけない問題だと思っています。

落合委員長 ほかにございますか。小幡委員、どうぞ。

小幡委員 リスクがあるとおっしゃいますが、官民競争入札はそういうことを見込んで仕組みをつくっているのだから、そういうふうと言われてもなかなか困りまして、制度として、さまざまな形で担保できるような仕組みになっているので、それは理由にならないと思います。

独法になっているから透明になっているとおっしゃいますが、独法はやはり質も勿論ですけれども、特にそのコストを求めているわけですね。この国際交流会館についてはいろいろと雇用の問題で財団法人の日本国際教育支援協会ですか。事情があるということは理解しますが、随契でやっていくというのは、その満足度が高いというのはわかりますが、満足度が高いだけではなくてコストの問題なのですね。

ですから、このままでいいというわけにもなかなかいかないと思いますので、官民競争入札にせよ、何にせよ、いずれ雇用の問題は常に起こる話ですので、先ほどから何人かの委員からお話がありましたけれども、プラザ平成も含めて、この国際交流会館についても是非前向きに考えていただきたいと思います。

辰野審議官 独法でやっているということは、まさに効率化・合理化をするための一つの政策手段としてあるわけですね。そこはおっしゃるとおりであります。

ですから、まさに独法の主体的判断として、どういうふうにやっていくのが効率化・合理化につながるのか。また雇用の問題とか、これまでのさまざまな論点、検証の問題等がありますから、そこも含めて判断をして、しかし、そのかわり独法というのは評価にさらされるわけです。そういう判断が果たして正しかったのかどうなのかというのは国民の前

にさらされる。

しかし、独法の法律に中にも、その自主性というものを尊重しようということですが、独法が知恵を絞って、どういうふうに効率化・合理化するかということについては、中期目標の期間についてしっかりと見極めて評価をしようということになっていきますので、そういうことについてはまさに独法の問題として、私どもとしても、ともに頭を使っていきたいと思っています。

落合委員長 プラザ平成を含めまして、国際交流会館、奨学金回収について、まさに政府の独法評価委員会の方も「市場化テスト」導入を検討している状態なので、そういう意味では是非前向きに取り組まれることを期待したいと思います。

予定しました時間がまいりました。本日はどうもありがとうございました。

(文部科学省高等教育局退室)

(文部科学省初等中等教育局関係者入室)

落合委員長 それでは、続きまして文部科学省から教員研修センターについてお伺いをしたいと思います。文部科学省のヒアリングに先立ちまして、事務局の方からこれまでの議論のポイントについて、簡潔に説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料4 - 、パワーポイントの資料でございますが、これに基づきまして簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず、教員研修センターの業務についてでございますが、教員研修センターはナショナルセンターとして、全国の教育委員会の職員、校長、教頭等を対象とし、主に長期間の集団宿泊型の研修を実施しているものでございます。

したがって、これら研修の実施に必要な研修施設、宿泊施設を有しているということでございます。具体的には筑波の方に大きな教員研修センターという施設を有している団体でございます。

資料をめくっていただきまして、1ページ目に論点として1点「施設の包括的な管理・運營業務」ということでございます。具体的には、2ページ目に書いておりますので、御説明させていただきたいと思っております。

文部科学省さんの御見解でございますが、まず1点目としましては、施設の管理・運営等、研修業務というのは一体的であるということございまして、教員研修センターの行う各種研修業務は密接に関連している。したがって、法人自らが施設の管理・運営を行う必要があるということでございます。

また、これにつきましては「検討の方向性」でございますが、研修計画等を事前に民間などに示すこと等により、民間でも十分に対応可能ではないかということでございます。

また、2点目のポイントといたしましては、サービスの質・安全性の確保ということございまして、具体的には警備、清掃、電気・機械設備等の保守等の業務につきましては、一般競争入札により民間委託を実施している。他方、こうした業務については、単純かつ機械的な業務であるが、サービスの質・安全性の確保を図るために、管理・運營業務ごと

の個別に民間委託を進めることが適当であるという御見解でございます。

これにつきましては、サービスの質、更に安全性の確保等につきましては、法に基づく手続により、これらを担保することが可能であるということでございます。

したがいまして、議論の方向性といたしましては、包括的に管理・運營業務を官民競争入札等の対象とするべきではないか。この結果、経費節減のみならず、民間の創意と工夫といったことが発揮されることが期待されるというものでございます。

以下、資料3ページ目には「組織体系」、4ページ目には「外部資源の活用状況」ということで、こうした個別の委託業務、警備、清掃等の状況について記載しております。

以上でございます。

落合委員長 それでは、各委員の方から御意見をお願いしたいと思います。

逢見委員、どうぞ。

逢見委員 年間の稼働率についてのデータがありますが、これを見ると3月、4月は、宿泊で言うと3%、4%で、ほかの月でも宿泊利用で言えば50%を割り込んでいるところもある。ここに何の問題意識もないのかと感じます。民と官の発想の違いはここだと思うんです。

教員研修である以上、3月、4月が入学とか卒業で研修に来られないのは当然です。だったらその空いている時期には、ほかの研修を入れてもっと稼働率を高める努力ができないかと考えるのが民の発想なんです。独法になれば、当然独立採算ですから、そういう創意工夫があってしかるべきなのに、何の問題意識もなく、3月、4月はがらがらで当たり前だと思っているところに基本的な問題がある。こういうことこそ、民の感覚を取り入れた創意工夫を活用することによって、より効率的な施設の利用になると思うんです。

施設の管理・運営ということ言えば、教員の研修施設だから、3月、4月はがらがらで当たり前だという発想そのものを変えない限り、やはり問題は全然改善しないと思います。以上です。

合田審議官 この点については、若干このセンターの設立の経緯について御説明する必要があるかと思っております、実はかつて特殊法人国立教育会館というところがございまして、そこが中央研修始め、そういった研修事業をやっていたわけでございますけれども、それを廃止して、この教員研修センターという研修事業に特化した形の独立行政法人に切り替えましたときに、教員研修以外の各種の事業の利用に供するといったようなことは、この法人では行わないと、研修事業に特化するということで業務内容が整理されております。

そのことが、この研修センターの設置法の中でも、明示されておまして、他の類似の法人のように支障のない限り一般の利用に供することというのが、業務として規定されておらないということでございます。

しかしながら、私どもといたしましては、何らかの有効活用の方法はないかということで、その業務内容の中の学校関係職員に対する研修に対する援助という規定がございます

ので、学校関係職員に対する研修に対する援助という事項で、何とか若干の大学等が実施する教員対象の研修事業への施設の利用ということを工夫している状況でございます。

そういったようなことでございますので、施設の有効利用ということ自体は、もう御指摘のとおりでございます。我々もいろいろ工夫していかなければいけないということでございますけれども、やはり学校関係職員の研修のための施設という設置目的、事業目的の中で工夫していくことにならざるを得ないのかなというふうに考えているということでございます。

落合委員長 それは、現行法を前提にした場合はそうだということですね。しかし、研修センターそのものを、国民の税金を使ってやるということであるとすると、それは使い方として問題があるということになれば、立法論としてそこを変えていくという選択肢も考えられるということではあるわけですね。

合田審議官 そこは立法政策上の問題はあろうかと思えますけれども、独立行政法人の評価委員会がございまして、そちらの方でもこの研修センターの存在意義は一体何かという御議論が随分ございまして、3年が中期目標期間なものですから、3年ごとに見直しが来ているわけでございますけれども、その中での御議論では、やはりいろいろと手広くやるということではなくて、むしろ指導者の養成、各県なりいろんなところで研修をやる指導者の養成ということに、むしろ特化すべきだという御議論をいただいておりまして、勿論将来にわたって立法論ということもあろうかと思えますけれども、少なくとも従来はそういう評価委員会の御指摘を踏まえて対応してきたというのが現状でございます。

落合委員長 特にそれに関連しては、貸館業務というものができないという問題点があって、それでなかなか活用の方策が限定されるという部分があるので、例えば貸館業務ができるように少し、その部分について穴を開けるというような立法論は可能ではないかという感じはいたしますけれども、それは政策論議になるかと思えます。

ほかに、委員の方、御意見ございますか。

本田委員、どうぞ。

本田委員 質問させていただきたいんですけれども、この教員研修センターの収支は、どういう感じになっているんですか。役員3人で職員50人になっていますね。その収支は、どんな感じなんですか。

前田総務部長 18年度の予算で申し上げますと、全体の事業規模としては、施設整備費を含めて約19億4,300万円でございます。そのうち運営費交付金が約16億で、施設整備費が約2億ございまして、残りが自己収入という構造になっております。自己収入は宿泊料で1億4,000万円です。受講料自体は無料です。

本田委員 独立行政法人ということで、いろんな改革をやっておられると思いますが、非常に評論家的な言い方になりますけれども、内部組織の人員等を見ますと、えっという感じがするんです。特に間接部門。勿論、ここの議論の場はできるだけ官民競争入札でということなんですけれども、その前にもかなり合理化できるんじゃないかという感じが

たしております。

落合委員長 今の点、何か御回答ありますか。

合田審議官 これも中期目標、中期計画の中で、合理化努力を真剣にやりなさいということは、評価委員会の方からも御指摘をいただいております、これについては、引き続き合理化努力はしてまいりたいと考えております。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 4ページのところに外部資源の活用状況で、一般競争入札と随契とそれぞれございますけれども、基本的にこれから、ある面ではこういう業務全体で包括的に、いわゆる委託をするということから考えてみたら、私は一般競争入札を進めることが、今までも大分進めていらっしゃるということはわかります。

今、本田委員がおっしゃられましたように、俗に言うと自分のところの売上はわずかであって、あとは交付金を含めたものということであれば、いかにして乖離を少なくしていくかという努力をしていかななくてはならない。独法として今、3年目ぐらいだと思いますけれども、しかし、先ほども落合委員長がおっしゃいましたけれども、常に今できる改善はなんだろうかということ考えなくてはいけない。

例えば、会館を一般利用するということだって、これは法を直さなければいけないのなら、そういうアクションを起こしていくことをしていかなければ、5年経ってからということで、そうすると独法でも責任の所在というのはどこに行ってしまうのかということが、ある面ではガバナンスのことが問われてくると思うんです。その辺のお考えというものはきちっとしていかないと、なかなか大変ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

合田審議官 一般的な御指摘としても、誠にごもっともだと思っております、そこはこういう格好でできるだけ外部に民間委託を進めていく。これ以外にももっとできる業務はないか。その場合に、通常、一般競争入札という格好になるわけでございますけれども、そのプロセスの中でより低いコストでいいサービスをしていくという努力をやっていかなければいけないということでございます。

その一方で、事業内容自身も比較的希望者が少ないような研修事業もどんどんスクラップしていく、そして大事な事業に特化していく、その場合にできるだけ多くの人に参加していただけるような工夫をしていくといったようなことも含めまして、勿論そこは今までも我々なりに努力してきたつもりでございますけれども、しかし、全体の状況は財政事情を含めて非常に厳しい中でございますし、国民的な関心もその辺で効率的な手法が行われているのかということに対する関心も非常に高く、厳しいということもございまして、一層の努力をしていきたいと考えております。

落合委員長 その一層の努力の選択肢として、官民競争入札等の対象に、言わばこの義務のかなりの部分を包括的にかけてみるというのも、一つの合理化・効率化を図る方策として十分考えられるのではないのでしょうか。

合田審議官 そのとおりだと思います。そういう御指摘がございまして、我々も何とかそういうことで工夫する方法はないか。あるいは、そうした場合に一体どういう合理化が図れるのだろうかということを、内部的にいろいろ議論はしてみたわけでございます。その中で、やはり出てきましたことは、結局、今の実態として、実際に研修がそれぞれのプログラムで進行していく、その中でそれぞれのプログラムの責任者の方、あるいはそのプログラムに参加している受講者の方々から、いろいろリクエストが出てくる。例えばもうちょっと朝早くから建物を開けてもらえないかとか。あるいはもうちょっと清掃業務について、こういうふうにしてもらえないかとか。そういったことについては、教員研修センターの用度係に一元的に集約して、その用度係から清掃関係であれば清掃関係の業者、警備なら警備の業者、いろんなメンテナンスならメンテナンス業者というふうに、リクエストを伝えて対応してもらおう、あるいは契約の履行状況について、その用度の担当者が確認するということをやっているわけでございます。

それを包括的にお願いするといったときに、一体どういう格好になるか。包括的に請負っていただいている業者さんをお願いをして、その業者さん経由で、恐らくそれぞれ再委託をされることになるだろうと思いますから、再委託先の業者さんに話が行くといったような格好になるんだろうと思います。

そういうことを考えますと、一方で日常的ないろんなリクエストが出てきたときに、迅速かつ柔軟に対応していくためには、やはり個々の業務に直接、個別に外部委託するということのメリットもあるんじゃないかと。

一方、そうやって包括的に委託することで、先ほどちょっとございましたけれども、今いる本体の職員の合理化が図れないかということも検討したんですけれども、結局そういういろんなリクエストを集約して、それを契約に反映させる、あるいは契約の履行状況の監督をするという係の者は、どうしても包括的に委託しても必要になるだろうということになりました。既に御説明のように、全体のオペレーションが非常に限られている組織でございますので、包括的に委託することによるメリットも勿論あるかと思いますが、やはり宿泊型の研修を円滑に実施していくというセンターの責任から考えますと、今の個別に委託していく形の方が、この規模の団体の実態としてはより合理的ではなかろうかというのが、私どもの今のところの結論だということでございます。

落合委員長 その結論を国民がわかるような形で示す材料は十分お持ちであって、開示してその点に納得すればまさに「市場化テスト」の対象にするのは適当でないという判断が出てくるとは思いますけれども、今、言われたことを基礎づける十分な資料というものがあるのでしょうか。もしあれば、それらを委員会に出していただければ、それは十分検討したいと思います。それではそういう資料を出していただきと要望しましたときには、それは対応していただけるということですか。

合田審議官 御納得いただけるために、どこまでの資料が必要かということもあろうかと思っておりますけれども、我々としてできるだけ努力をするというのは責任だろうと思って

おります。

落合委員長 小林委員、どうぞ。

小林委員 3ページ目の組織体系のところ、施設の管理・運營業務とか、宿泊施設関係の管理・運營業務に携わっている部署が結構あると思うんですけども、こういう施設の管理・運営というのを一体的に行うということによって、効率化というのが組織的にも図れる部分がないかということなんです。

文科省の見解のところ、教員研修センターの行う各研修業務と密接に関連するため、自ら実施することが必要だというお答えがあるんですけども、管理・運営に関してどういふことが必要なのかという仕様を明確に設定していただければ、十分に競争可能なのではないかと思われるんですが、いかがでしょうか。

合田審議官 御指摘のとりの部分がございます、現にそういう個別に外注しているような部分、これはもうはっきりと仕様は決めて、最も低廉な価格でサービスしていただける方をお願いすればいいということなんだろうと思っております。

そういうことを担当しておりますのは、会計課のごく一部の職員でございます、あとは事業関係の各課の職員は、具体的な、日常的な研修の実施のお世話とかいろんなことを、それに沿ってやっているということでございます。このところは、研修によっても違いますし、この宿泊型研修は定型的にあらかじめ教科書で勉強してきてくださいといったことは、もう事前にやってきていただいて、この場でどうしてもやらなければいけないということに特化しておやりなさいという御指摘をいただいておりますので、そういう格好でやっております。その研修の進行によって、例えば今日は夜遅くグループ別のディスカッションを入れたいといったようなことであるとか、あるいはこういうプレゼンテーションのためのいろんな準備のある部屋にしてもらいたいとか、いろんなことがその研修の進行に応じて出てくる。できるだけそういう研修生のニーズにきめ細かく対応していくといったようなことを実施していくためには、あらかじめ仕様書を決めて、その仕様書どおりやってくださいという世界では、なかなか対応しづらい部分が相当程度あるということがございます。

したがって、そういう仕様書が書ける部分は極力外へ出していく。センターでやる部分は、そういう仕様書が書けない部分に集中してセンター職員が実施していくという格好で対応している状況でございます。

落合委員長 逢見委員、どうぞ。

逢見委員 今の御説明でもなかなか理解し難いのですけれども、教員の資質向上のためのしっかりしたプログラムをつくる、それを全国に広めていくという機能は、非常に重要だと思いますが、施設の管理運営というのは、いかにコストを下げ、かつ質のよいサービスを提供するかということが求められていると思います。教員研修センターだけに必要なノウハウは勿論あるかもしれないけれども、施設の管理・運営という部分での一般的なノウハウがあるはずなんです。それが何で研修業務と一体的でなければいけないのか。

契約の仕方によっては研修生にできるだけサービスが行き届くような委託の仕方があるはずであって、今の説明では、管理運営と研修が一体的でなければいけないという理由にはなっていないと思います。

合田審議官 先ほど申し上げましたことは、そういうきちんと仕様書をつくって外注できる部分がないということではなくて、それはもう当然あると。それは極力外へ出していくということをやっていく、そういったような意味で民間の活力、ノウハウを極力生かしていくということは、当然やっていかなければいけないと思っております。

先ほど申し上げたのは、それを一つに束ねて一括して委託して、そこから再委託していただくという形にするよりも、個別に業者さんに直接委託するということが小回りがきく、目配りがきくのではないかとということが一つです。

もう一つは、センターのやっております業務の中で、外へ出せる業務と出せない業務があるということがございますので、そのような整理の中でできるだけ努力していくということはやっていきたいということがございます。

落合委員長 まだいろいろ御議論があるかと思えますけれども、予定された時間が経過いたしましたので、本日の文部科学省からのヒアリングを終了したいと思います。

是非、公共サービス改革法の対象として、前向きに御検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(文部科学省初等中等教育局関係者退室)

落合委員長 それでは、本日のヒアリングで質問できなかったことがあるかと思いますので、それは事務局の方に連絡をしていただきたいと思います。

それでは、本日の委員会はこれで終了ということにいたします。次回の委員会は、11月10日、9時45分から開催し、引き続き各省からのヒアリングを実施する予定であります。

本日はありがとうございました。